

製品安全データシート

製造者情報

会 社 株式会社 セハージャパン
 住 所 〒110-0016
 東京都台東区台東1-32-8
 担 当 部 門 営業企画
 T E L 03-3839-7531
 F A X 03-3839-7532
 緊急連絡先 同上

改定：平成21年12月16日

整理番号【 】

【製品名（化学名、商品名等）】	: セハノールSS-1
【物質の特定】	エタノール（専売発酵アルコール）を主剤とする製剤 含有量：48.23重量% 国連分類：クラス 3（引火性液体類）
【危険・有害性の分類】	分類の名称：引火性液体 危険性：引火しやすい液体、蒸気は空気と一定量混合すると爆発性混合ガスとなる。 有害性：工業的には無害であるが、蒸気を大量に吸入すると麻酔剤として働き、繰り返しさらされた場合、粘膜への刺激、めまい、感覚鈍磨、頭痛などを起こすことがある。
【応急措置】	
眼に入った場合	豊富な清浄水で最低15分間目を洗浄した後、直ちに眼科医の手当てを受けること。
吸引した場合	患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、安静にする。ひどい場合は直ちに医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	水でよく口の中を洗浄した後、コップ数杯の清水を飲ませ希釈し可能であれば指をのどに差し込んで吐き出させ、直ちに医師の手当てを受ける。
【火災時の措置】	
消火方法	初期の火災には大量の水噴霧、又は粉末、炭酸ガス、アルコホーム等の消火器による消火を行う。
消火剤	水、粉末、炭酸ガス、アルコホーム
【漏出時の措置】	<ul style="list-style-type: none"> 浸透性及び揮発性があるので、付近の着火源となるものは速やかに取り除く 少量の場合には、こぼれた場所を速やかに大量の水で洗い流す 大量の場合には、漏出液を密閉式の空容器にできるだけ回収し、回収できなかった場所へは大量の水で洗い流す。
【取扱い及び保管上の注意】	
取扱い	みだりに火気その他点火源となる恐れのあるものに接近させ、若しくは注ぎ蒸発させ、または加熱しないこと。 取扱う場所を常に整理整頓し、その場所に可燃性のもの、又は酸化性のものを置かない。
保管	保管は通気をよくし蒸気が滞留しないようにする。また、火気その他危険な場所から遠ざけ通風をよくし、温度、湿度、遮光に注意し、冷暗所に保管する。危険物との混合貯蔵については、原則禁止であるが、例外として危険物の可燃性固体類または引火性液体類とを貯蔵する場合は、それぞれとりまとめて貯蔵し、かつ相互に1m以上の間隔を置く場合には、貯蔵することができる。
【暴露防止装置】	
管理濃度	管理濃度なし

許容濃度 設備対策 保護具	ACGIH (1989-1990) TWA 1, 000ppm (1, 880mg/m ³) 取扱については、火気のない換気の良い場所で行う。 通常はゴム手袋、ゴム前掛、安全靴等を使用する。
【物理／化学的性質】	(アルコール分 100%として)
外観	無色透明な液体
臭気	特有の芳香
味	やけるような味
比重 ²⁾	0. 7936 (d154)
沸点 ²⁾	78. 325℃ (760mmHg)
融点 ²⁾	-114. 15℃
蒸気圧 ²⁾	44mmHg (20℃)
蒸気密度 ⁴⁾	1. 59
溶解性 ³⁾	水、エーテルによく溶ける
【危険性情報 (安定性・反応性)】	(アルコール分 100%として)
引火点 ¹⁾	14℃
発火点 ¹⁾	392℃
爆発限界 ¹⁾	下限 3. 3vol% ~ 上限 19. 0vol% (空気中)
安定性	通常の手扱い条件に於いては安定
【有害性情報】	(アルコール分 100%として)
	急性毒性 人 (経口) ⁵⁾ : LD ₅₀ 1, 400mg/kg ラット (経口) ⁵⁾ : LD ₅₀ 7, 060mg/kg
【環境影響情報】	分解性、蓄積性、魚毒性、その他については情報はありません。
【廃棄上の注意】	残余廃棄物 : 燃焼炉の火室へ噴霧し、焼却する。 汚染容器・包装 : 使用後の容器または配管等を廃棄処分するときは、 内容物を水洗してから処理する。 その他 : 取扱い及び保管上の注意の項の記載による他、 引火性液体に関する一般的な注意事項による。
【輸送上の注意】	国連分類 : クラス3(引火性液体) 国連番号 : 1993 其他の高引火点引火性液体 国内規制 航空法 : 規則第194条 3 引火性液体 (引火点60.5℃以下) 港則法 : 規則第12条 危険物告示別表 5 引火性液体類 (高) 海洋汚染及び海上火災の防止に関する法律 : 施行令別表1の213 有害でない物質 取扱い及び保管上の注意の項の記載による。
【適用法令】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法 : 食品添加物 ・ 労働安全衛生法施行例 : 別表第1危険物4、引火性の物 ・ 危険物船舶運送及び貯蔵規則 : 引火性液体類、中引火点引火性液体

【その他】	記載内容の問い合わせ先 会 社 株式会社 セハージャパン 住 所 東京都台東区台東1-32-8 T E L 03-3839-7531 F A X 03-3839-7532
【引用文献】	1) 財団法人 発酵工業会：アルコールハンドブック五版（昭和53年） 2) 財団法人 発酵工業会：アルコールハンドブック八版（昭和61年） 3) 日本公定書協会：第十二改正日本薬局方（平成3年） 4) 中央労働災害防止協会：危険・有害物便覧（昭和51年） 5) 海外技術資料研究所：4万2千種化学薬品毒性データ集成（昭和51年） 6) National Institute for Occupational Safety and Health： Registry of Toxic Effects of Chemical Substances（昭和62年）
【注意】	<ul style="list-style-type: none">・ この情報は新しい知見及び試験等により改正されることがあります。・ 記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、情報の正確さ、安全性を保証するものではありません。・ 注意事項は通常の取扱いを対象としたものですが、特別な取扱いをする場合には、新たに用途・用法に適した安全対策を講じた上で実施願います。・ すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願い申し上げます。